

永平寺町心身障がい児保育入園判定委員会運営規則を次のように公布する。

令和6年6月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第20号

永平寺町心身障がい児保育入園判定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する心身障がい児保育入園判定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい児及びその保護者との面接に基づき、次の事項について審議を行う。

- (1) 集団保育が可能で、日々通所できる児童かどうかの判定を行う。
- (2) 当該障がい児は、加配の保育士が必要かどうかの判定を行う。
- (3) 当該障がい児が、国及び県の定める要綱におけるふれあい保育推進事業の補助対象児童として、要件を充たしているかどうかの認定
- (4) 障がい児及びその保護者への適切な指導及び相談
- (5) 専門機関への通所の推進
- (6) 障がい児の保育を実施する園への適切な助言

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の定数は15名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小児科の医師
 - (2) 障害児の心理判定を行う行政機関の職員
 - (3) 障がい児の保育の経験を有するもの
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けているときは、あらかじめ委員長が定める委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 委員長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会

議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 委員長は、議長となる。

4 委員長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則非公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
(委員の除斥)

第6条 委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 委員会は、審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、永平寺町役場子育て支援課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。